

職員に対する懲戒処分について（報告）

1 処分対象者及び処分内容

①処分対象者

所属名	職名	年齢	性別
こども未来部	会計年度任用職員	60歳代	女性

②処分内容

戒告

2 処分年月日

令和8年8月28日

3 処分に至った非違行為の概要・経過及び処分理由

①概要 人身事故を起こした職員にかかる処分について

②経過

令和8年1月6日 事故発生、被処分者が三田警察に現行犯逮捕
兵庫県警へ移送、留置

令和8年1月8日 被処分者へ三田警察署員による事情聴取
その後、三田警察へ移送、釈放

令和8年1月9日 被処分者へ子ども・未来部による事情聴取

令和8年1月19日 被処分者へ人事戦略課による事情聴取
～令和8年7月29日

令和8年1月22日 被処分者から人事戦略課へ顛末書が郵送着

令和8年7月7日 兵庫県警より出頭通知書発行（免許停止処分：7月28日から30日間）

令和8年7月13日 被処分者が神戸地方検察署出頭

令和8年7月28日 被処分者が阪神運転免許更新センター出頭及び講習受講

令和8年8月26日 三田市職員分限懲戒審査委員会

③処分理由

被処分者は、令和8年1月6日に勤務先からの帰宅途中に横断歩道上を歩行していた人に衝突し、傷害を負わせた。

このことは、市民の信用を失墜させる不適切な行為と言わざるを得ず、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当するものとして厳正に処分するものである。

4 再発防止策等

全庁的に交通安全の啓発を行い、研修等を通じて安全運転の徹底に努める。